

広文協通信

第49号
2026年3月

自治体における公文書等の保存と管理

広島県市町公文書等
保存活用連絡協議会

令和7年度行政文書・古文書保存管理講習会

講演

文化財用燻蒸剤の変容に伴う IPM 実践の変化

公益財団法人文化財虫菌害研究所 研究員 岩田 泰幸

令和7年度行政文書・古文書保存管理講習会を10月31日（金）に、広島県情報プラザ第1・2研修室で開催しました。当日は、35名（11市町・県・1大学・5団体）の方が参加しました。

午前中は、公益財団法人文化財虫菌害研究所の岩田泰幸氏にご講演いただきました。文化財用燻蒸剤エキヒュームSが生産を終了し、これまでと同様に燻蒸を実施することが難しくなってきました。このような状況において、今後の有害生物対策の考え方、フローチャートを用いた有害生物対策の選択の仕方、駆除対策の注意点を含めてご講演いただきました。館が置かれた情勢、予算組み、人員配置などによって、対策の手法や優先順位は変わってくるなど貴重な示唆をいただきました。



1. はじめに

かつて国内では、臭化メチルと酸化エチレンの混合ガスによる燻蒸が文化財分野で広く実施されていた¹⁾。2005年の臭化メチル全廃を契機として現在では被害の早期発見と予防を中心とした総合的有害生物管理（Integrated Pest Management：IPM）の導入が進められている¹⁾。

文化財 IPM とは「博物館・美術館・図書館・文書館等の建物において考えられる有効で適切な技術を合理的に組み合わせ使用し、展示室、収蔵庫、書庫など資料のある場所では、文化財害虫がいないこと、カビによる目に見える被害がないことを目指して、建物内の有害生物を制御し、その水準を維持する」という考え方である^{1), 2)}。調査、侵入防止、清掃といった日常的な管理を基幹に据えた上で、非常時の手段として燻蒸などの化学的防除を位置づけている。ここでいう非常時とは、大規模にカビが発生した場合や害虫の繁殖を制御できない事態が起こった場合を指し、前記のような状況下では公益財団法人文化財虫菌害研究所（以下、「当研究所」という。）が認定する文化財用燻蒸剤³⁾で有害生物を殺滅する「初期化」が講じられてきた^{4), 5)}。こうした場面で広く使用されてきたエキヒュームS（有効成分：酸化エチレン）は、2025年3月末日をもって

生産が終了し^{3), 5)}、2026年3月末には当研究所の認定薬剤ではなくなった。

今後は全国的に統一された手法での対策が難しくなると予想され、各館が独自に対策を構築する段階に突入している。新たに対策を考える上で重要な事柄は、①これまで実施していた化学的防除（燻蒸等）の妥当性の検証と、②状況把握のための調査の実施が必須である^{5), 6)}。

2. 今後の有害生物対策の考え方

（1）虫とカビの対策を「切り分けて」検討する

文化財の劣化要因となる生物の中で特に被害が多く、甚大になりやすいのが「虫（昆虫）」と「カビ（糸状菌）」である。「虫菌害」と称されるように、これまで文化財分野では虫とカビの害をひとまとめに考えることが多かった。

しかしながら、虫にもカビにも同等の効果をもつほど強力な薬剤は、人間にも環境にも強い影響を生じるため、世界的な潮流として規制が厳しくなることは間違いない。虫とカビは「まったく異なる生物である」という基本的な部分に立ち返って、それぞれの生物の特徴や特性に応じた対策を別々に立案することが大切である。

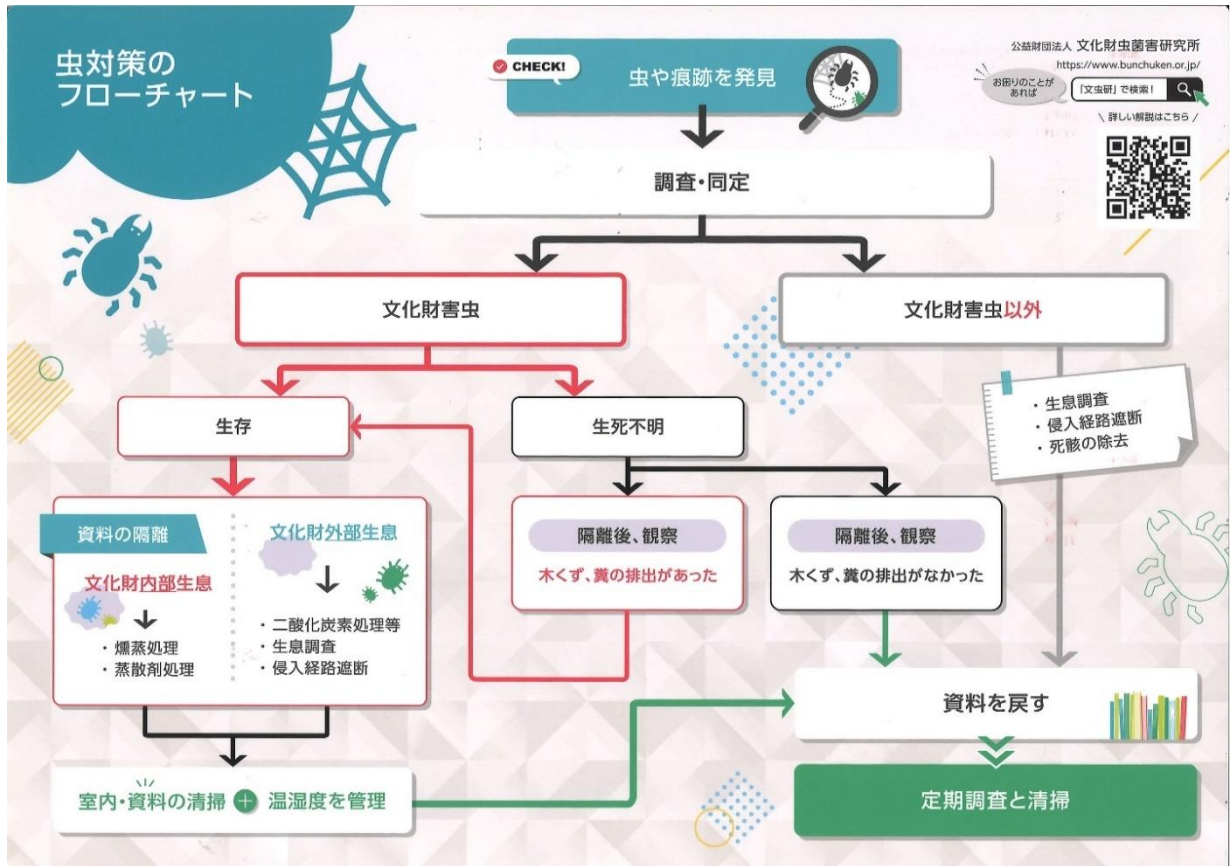


図1 虫対策フローチャート

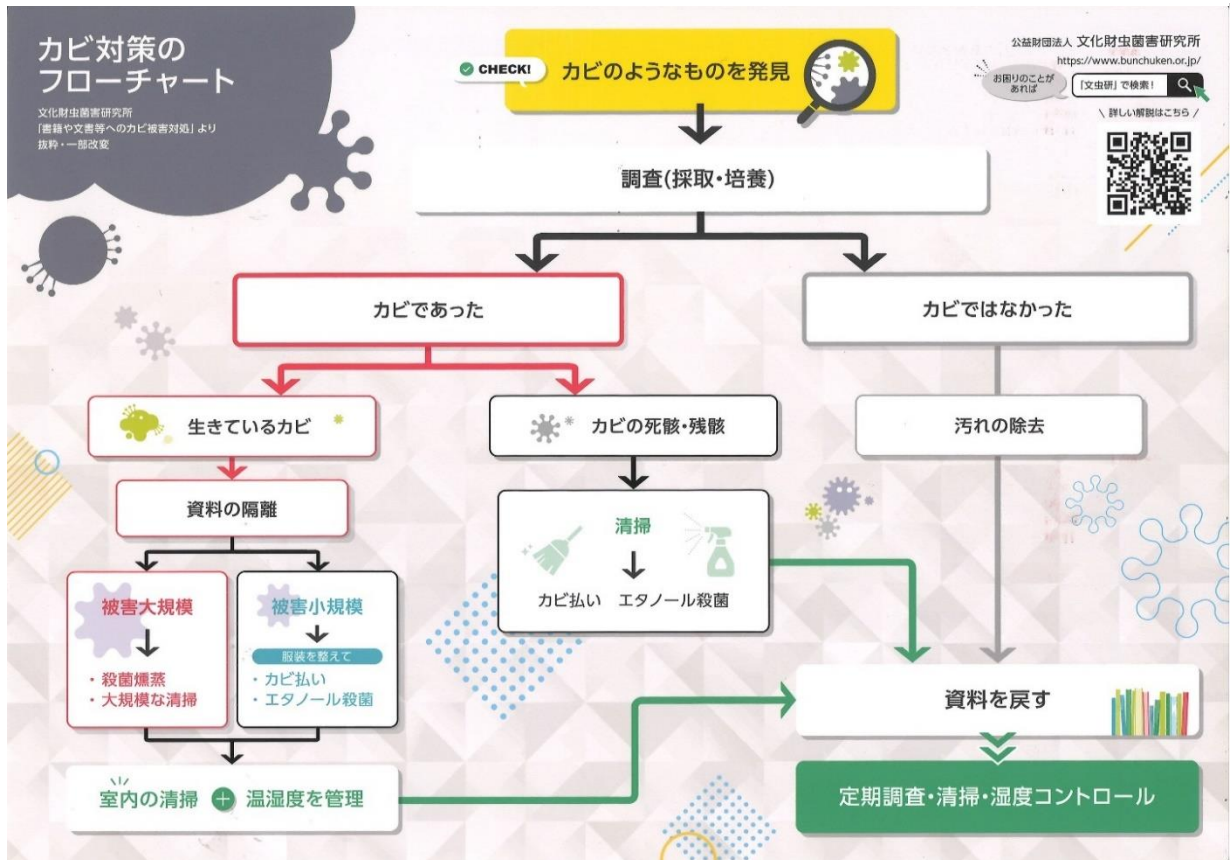


図2 カビ対策フローチャート

(2) 虫は殺滅する、カビは取り除く⁷⁾

害虫は、ごく少数でも生き残った個体が残存すると、そこから元のレベルまで個体数を回復する。害虫は生きている限り、成長・繁殖活動で数を増やし被害を拡大し続ける「動的」な生物である。したがって、完全に「殺しきる」ことが重要である。

一方カビは、殺菌しても死菌体が残ったままだと、空气中を浮遊する胞子が付着することで死菌体を栄養源に新たにカビが発生する。したがって、カビの残滓をできる限り取り除く必要がある⁷⁾。「殺菌」しただけでは十分な効果はない。

対策を選択する際には、標的の有害生物が何であるかを明確にすることが重要である。

(3) 根拠を得るために調査を行う

調査によって、①何という種の虫あるいはカビが、どれくらいの数が見られるかを明らかにする、②標的生物の生死、被害の進行度を明確にすることも大切である。調査は「根拠を得るための手段」として位置付ける。

調査時の注意点としては、以下のような事柄が挙げられる。

- 1) 害虫：虫の種類を簡易に判断しない。形態観察や残置物などの根拠に基づく同定を行う。拡大して観察することが大切である。
- 2) カビ：目視でカビの属や種は確定できない。ATP測定、付着菌調査、浮遊菌調査などを併用する。培養結果等に基づき、より正確な情報を得る必要がある。

(4) 帰結点を明確化する

標的の生物が明らかになり、生物被害の状況が整理できたら、その情報に基づいて対策や手法を選択する。どういった過程を経るかについては当研究所作成の「虫対策のフローチャート」「カビ対策のフローチャート」(図1、2)に基づいて解説する⁸⁾。



専門書や実体顕微鏡による同定

3. フローチャートを用いた有害生物対策の選択の仕方

(1) 昆虫類への対処 (図1)

- 1) 虫自体やその痕跡(脱皮殻、糞など)を発見したら、まずは同定によって種を特定する。併せて周辺を目視調査を実施すると、さらに有用な情報が得られる場合もある。同定は目視で一目見て完了とするのではなく、拡大可能な顕微鏡やデジタルカメラを使用し、検体の細部をよく観察することが大切である。昆虫類は小型でよく似た形態の種を多く含むことから、慎重に同定する。同定に確信が得られない場合は、適宜、専門家に依頼する。
- 2) 同定により、対象種が「文化財害虫」か「それ以外」かを明らかにする。文化財害虫かどうかを判断する際には、文化財害虫事典⁹⁾などの専門書を根拠とする。文化財害虫以外が館内で普通に捕獲されることも念頭に置く必要がある。

「文化財害虫」の場合→3)へ

「文化財害虫以外」の場合→7)へ

- 3) 「文化財害虫」であった場合、「文化財内部に生息する害虫」と「文化財外部に生息する害虫」^{2), 9)}で対処方法が異なる。対象種がどちらに属するかは、文化財害虫事典を参考に生態的特徴から分類する。
 - 「文化財内部に生息する害虫」の場合→4)へ
 - 「文化財外部に生息する害虫」の場合→5)へ
 いずれかの判断が難しい場合や「生死不明」の場合→6)へ

- 4) 「文化財内部に生息する害虫」とは、木材内部に生息するシバンムシ類、ヒラタキクイムシ類、古書に穿孔するシバンムシ類などを指す。被害が進行中の場合、木くずや紙屑、糞の排出、成虫の発生が続く。「文化財内部に生息する害虫」は、成長過程で蛹を経る完全変態であり、幼虫は軟らかいイモムシ型、成虫は硬い外骨格に覆われる。

「文化財内部に生息する害虫」が「生存」しており、被害が「進行中」の場合、燻蒸処理が必要と判断されることが多い。浸透性が高いフッ化スルフル^{1), 3), 9)}や温度が低下しない時期に二酸化炭素処理^{1), 3), 9)}を実施することが考えられる。いずれの方法も残効はなく、処理後の予防は期待できない。

また、効果や材質への影響を考慮した上で、蒸散剤が選択されることもある。

- 5) 「文化財外部に生息する害虫」は文化財の表面、収蔵棚、建屋等に生息するシミ類、チャタテムシ類、ゴキブリ類などを指す。これらを歩行昆虫用トラップで捕獲することで生息状況を把握する¹⁾。あるいは、文化

財や梱包材等の表面に付着したり生息したりするものがないかを目視調査で調べる。「文化財内部に生息する害虫」とは異なり、虫自体を目視で確認できる場合が多い。

対策としては、文化財や資料自体には「低酸素濃度処理」や「二酸化炭素処理」を実施する方法がある。しかしながら、「文化財外部に生息する害虫」の多くはよく動き回るので、資料だけを処理しても効果が充分ではないことが多い。

多くの種は周辺を徘徊する習性があるので、付近の「生息調査」や「侵入経路の遮断」が対策に含まれる。また、食性や好適な生息環境がわかれば、清掃によって発生源を取り除くことが大切である。

- 6) 「生死不明」で一見して対策の選択が難しい場合は、資料を密閉できるビニール袋などで隔離し、袋の中に新たな粉や糞の排出、虫の発生があるかを経過観察する。成虫の発生時期が短い昆虫では即時判断が難しい。適宜、専門機関等に調査を依頼することも方法の一つである。また、気温が低いと昆虫の活動量が低下しているために隔離した直後に変化が見られない場合もあり、加温した部屋で経過観察するといった工夫が求められる。
- 7) 「文化財害虫以外」であった場合、屋内の水場やゴミ捨て場等で発生するハエ類が含まれていないかに留意しつつ、外部から隙間等を介して侵入してくるものかどうかを調べる。屋内に侵入する昆虫類としては、人工池などで発生するユスリカ類、緑地帯に生息するアブラムシ類やバッタ類、地表で見られるトビムシ類、コオロギ類、アリ類等が挙げられる。
- 8) 対象文化財や資料を殺虫処理しただけでは再発が懸念されるため、併せて、資料を戻す庫内環境の改善も行う。従前と重なるが、発生原因特定のための調査、侵入経路の遮断、発生源をなくすための清掃が対策となる。食害を受けやすい材質の資料は、半年に1回程度の目視調査を行うことが有効である。目視調査による状況の確認は、「生死不明」時の対応としても重要となる。

(2) カビへの対処 (図2)

- 1) 調査により対象資料におけるカビの①在否、②生死、③属や種の特定、④検出数を明確化した上で、対策の方針を定める。各事柄の詳細を以下に示す。
 - ①カビの在否: カビのようなものが、カビかどうかを明らかにする。
 - ②カビの生死: 生きているカビか、カビの死骸・残骸かを明らかにする。目視調査だけで、カビの生死

は断定できない。

③カビの属や種の特定: どういった性質のカビが見られるか、カビを同定することで明らかにする。特に文化財分野では相対湿度 65~90%RH でよく発育する好乾性カビが多いかが重要となる。

④カビの検出数: 検出数が多いか少ないか。塵埃にカビの胞子が含まれている状態か、カビが旺盛に発育しているかを明らかにする。

- 2) 方法としては、乾燥滅菌綿棒による付着菌調査やATP測定法、エアースンプラーによる浮遊菌調査が考えられる¹⁰⁾。

特に特定の対象(文化財や資料)にカビが発生しているかを判断するには、付着菌調査が効果的である。付着菌測定の別法としてATP測定法が用いられることもある¹⁰⁾。

一方、特定の部屋の中でカビが発育しているかどうか、外気流入の影響があるかを調べるには、浮遊菌調査が実施されることが多い。

採取したカビの培養により前記1)の①~④の事柄を明らかにできる。なお、カビの生態は多様であり、的確な対応を明らかにするには専門機関等に依頼し調査や培養結果の判断を行うことが一般的である。目視調査でカビの有無やカビの種類を断定することはできないため、科学的手法に基づいて状況を調べることが大切である。

また、ATP測定ではカビの有無や生物由来の汚染度が評価でき、発光量を数値で知ることができる¹⁰⁾。

- 3) 対象物が「カビ」であった場合、「生きているカビ」と「カビの死骸・残骸」で対処方法に差異がある。
 - 「生きているカビ」の場合→4)へ
 - 「カビの死骸・残骸」の場合→7)へ
- 4) 「生きているカビ」が検出された場合、「被害が小規模」か「被害が大規模」かで、方法に差異がある。
 - 「被害小規模」の場合→5)へ
 - 「被害大規模」の場合→6)へ
- 5) 「被害小規模」の場合、対象資料をビニール袋などに隔離した上で、清掃で塵埃を取り除き、濃度約70%の消毒用エタノールで清拭する等の対応が考えられる^{1), 2)}。

ビニール袋での隔離は、カビの胞子を飛散、拡大させないためである。清掃に際しては、カビ胞子を捕集する能力を有するHEPAフィルターあるいはULPAフィルターが付いた掃除機を用いて塵埃等を吸引する¹⁾。清拭する場合、エタノールによる材質への影響や作業



カビ作業時の道具と服装 文化財虫菌害研究所「書籍や文書等へのカビ被害対処」より引用

による健康被害の防止にも留意する必要がある。作業の可否や方法については、その影響も考慮した上で学芸員等の資料の担当者や管理者間での事前協議により方針を決定すること。

カビが検出されない、あるいは検出数が少ない場合は、燻蒸を選択する理由付けとはならない。カビの検出数が少ない場合は、カビは発育しておらず、物の表面にカビの胞子が塵埃とともに付着していることが多い。ある程度まとまった数のカビが検出されても、カビの種数が多く、突出して検出数の多いカビ種が見当たらない場合は、清掃不良で塵埃量が多いためと考えられる。カビが旺盛に発育している場合、特定種のカビのみが突出して多く検出される。

なお、カビの除去に際してはマスクや手袋を装着し、カビの胞子を吸い込まないようにすること。「室内労働環境の浮遊カビの測定・評価と浮遊カビ等からの防備に関する管理基準」¹¹⁾や「浮遊カビ等からの人体の防護に関するマニュアル」¹²⁾を参考にすることが大切である。

- 6) 「被害大規模」の場合、殺菌燻蒸の上、大規模な清掃が実施されることが多い。殺菌燻蒸が選択されるのは、カビが発育中かつ被害が広範囲に及んでいる場合である。甚大なカビ被害への対応には殺菌燻蒸以外の代替方法がなく⁵⁾、2026年3月現在、酸化プロピレン製剤が選択されることとなる。どの程度の被害で殺菌燻蒸を行うべきかには客観的な判断基準がなく曖昧な部分もあるので⁵⁾、事前調査を実施し、状況を把握し

てから対策を選択することが大切である。なお、燻蒸施工は十分な経験を有する文化財虫菌害防除作業主任者資格³⁾の有資格者が中心となり実施される。

- 7) 見つかったものが「カビの死骸・残骸」であった場合、上記5)と同様に清掃の実施が考えられる。カビの死骸や残骸が残ったままだと、これらを栄養源として新たにカビが発育するので、必ず除去すること。
- 8) カビ対策でも環境改善は重要であり、カビが発生した環境に文化財・資料を戻したのでは再発が懸念される。資料の保管場所の塵埃やカビの死骸(残骸)を除去し、湿度の監視とコントロールを行う。清掃や湿度制御を行わず、燻蒸や防カビ剤の使用を繰り返すようでは、根本的な解決とはならない。清掃を少しずつ進めるだけでも効果が得られるので、段階的にでも対応を開始することが大切である。

4. 駆除対策等に係る注意事項

4-1. 薬剤を用いる方法の留意点

主な留意点は以下のとおりである。

- ① 薬剤の使用目的を明確化すること
- ② 文化財の材質への影響が少ない薬剤を選択すること
- ③ 用法用量を守ること
- ④ 薬剤の恒常的な使用を前提としないこと
- ⑤ 処理後に文化財に異常が見られないか、十分な効果があったかを確認すること

(1) 薬剤とは

薬剤に求められる具備条件としては、以下のような事柄

が考えられる。

- ①科学的な手法で効果が実証されていること。
- ②効果に再現性があること。同一条件下で、効果に大きな差異が生じない。
- ③殺虫殺菌機構など効果の根拠が科学的に明らかであること。

効果の有無が個人の感覚や感想に左右されるものでは、確実な効果を得られない。使用実績がある、広く使われているものでも、効果の検証が科学的になされているとは限らない。既出研究や実験結果などを取りよせ、十分に検討する必要がある。

(2) 文化財虫菌害防除薬剤とは

文化財に用いる薬剤は、上記の他にも以下のような事柄を具備条件とすることが求められる³⁾。

- ①対象文化財に薬害をおよぼさない。
- ②文化財に残留・吸着される薬量が少ない。
- ③薬剤に拡散性・浸透性がある。
- ④薬剤に引火性・爆発性がほとんどない。
- ⑤殺虫・殺菌力がある。
- ⑥人体や環境への影響ができるだけ少ない。

(3) 燻蒸剤に係る注意事項

①酸化エチレン

酸化エチレンを有効成分とするエキヒュームSは、2026年3月31日を以て文化財虫菌害研究所の認定薬剤ではなくなっている¹³⁾。ガスを長期保管し処理を実施する企業や館は存在しないと考えるが、念のため、注意喚起しておく。エキヒュームSは保管期間が延びると、酸化エチレンが重合することで殺菌効果が得られなくなったり、グリコール(例えば、エチレングリコール)のような粘性物質が生じ、それが資料に付着することで汚損が生じたりする可能性がある¹⁴⁾。館などに長らく保管されたままで製造から年を経ている薬剤による施工は、事故を誘発するものである。使用済ボンベや薬剤の回収は、日本液炭㈱へご相談いただくことで対応が可能である。

②酸化プロピレン

アルプの有効成分である酸化プロピレンは大気汚染防止法における「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」に指定されている^{15)、16)}。現在は使用量が少ないため優先取組物質に指定されていないが、使用が拡大すると酸化エチレンと同様の対応(大気放出抑制など)を求められる可能性があり、薬剤の乗り換えでは抜本的な解決とならないことが指摘されている^{15)、16)}。

③フッ化スルフリル

ヴァイケーンの有効成分であり、地球温暖化係数はCFC-11(別名:トリクロロフルオロメタン、フロンガスの一種)

と同程度、二酸化炭素の約4,780倍の温室効果を有する強力な温室効果ガスであることが論文で指摘されている¹⁷⁾。現在の大气中の濃度は微量であることから規制対象ではないが、既存の燻蒸ガスに代わって市場が拡大することによって国際的な規制が生じる可能性もあるため、動向に留意する必要がある^{15)、16)}。

④その他燻蒸剤

上記以外にも医療分野や農業分野などで使用される燻蒸剤は存在するが、その多くは酸化や還元反応により材質に影響を生じることから、文化財分野では使用できない。具体的には、金属や顔料の酸化や腐食、染料の漂白、変色、有機物の脆化が生じる可能性がある^{18)~20)}。例えば、オゾン、ホルムアルデヒドなどは汚染物質とされ、文化財への影響が指摘されている²¹⁾。

(4) ミスト剤・炭酸ガス製剤

ミスト剤は燻蒸剤と混同されることがあるが、その効果がまったく異なる^{21)~23)}。「簡易燻蒸」などと称する事例があるが、燻蒸処理ではない。また、炭酸ガス製剤と二酸化炭素処理との混同も見られることがあるが、これも異なるものである。ミスト剤は薬剤成分が物の表面に付着して残るため、文化財自体やその近傍での使用は原則行わない^{21)~23)}。残留する化学物質による経年的影響の検証が不十分である。

ミラクンGXの使用を検討している館もあるようだが、本剤は文化財用ではなく、防疫用殺虫剤(第二類医薬品)であり、衛生害虫用であることに注意すること。適用害虫も文化財害虫を想定していない。

4-2. 薬剤を用いない方法の留意点

(1) 低酸素濃度処理法

安価かつ文化財への安全性が高いため²⁾、脱酸素剤を用いた方式²⁴⁾による実施が増えることが予想される。本方法については既出研究や注意事項^{25)~28)}が公開されており、「文化財害虫検索」でも詳しく紹介されている²⁹⁾。

失敗例や注意事項として考えられることは、①対象種を見誤ったことによる殺虫条件の設定ミス、②文化財用ではない脱酸素剤の使用による資料への影響、③密閉の不十分、④処理温度低下による施工失敗、⑤テストサンプルやインジケータの未使用による効果の未検証、⑥処理後も梱包状態のまま放置したことによる資料への影響などが挙げられる。

(2) 二酸化炭素処理

燻蒸剤と比較すれば安全性は高いが、二酸化炭素は濃度が上がるにつれて人体に影響を生じるため³⁾、取り扱いに注意が必要である。

前項の低酸素濃度処理と同じく、密閉の不十分や温度の低下による殺虫の失敗が起こりやすい。特に難防除害虫(材質内部に生息するシバンムシ類やヒラタキクイムシ類)に対しては、処理温度が常に25℃以上となるよう維持した方が確実である。燻蒸剤よりも毒性が低いが、温度が少し低下しただけで殺虫効果が得られなくなる。特に冬期の実施では、温度管理に細心の注意を払わないといけない。

本処理法でカビは死なない。そして、高湿度条件での実施や水気を含む資料を処理すると資料にカビが発生する。二酸化炭素処理は、乾燥した資料を処理するものである。また、材質影響についても事前に文献^{2), 3)}を参照し十分に検討すること。

認定外の二酸化炭素を用いた処理は、仕様や資料への影響の可能性について使用者(あるいは施工の立案者)が事前に検討する必要がある。

(3) 温度処理

化学物質を用いない方法であり、活用が増えることが考えられる。一方、湿度変化が激しく生じるため、適用材質や資料が限定される。

① 低温処理

書籍、自然史資料、民俗資料、木製品(単一素材)などに適用されるが、スズを含む金属製品、美術工芸品、絵画などに用いてはならない。文化財害虫検索内で低温殺虫処理について詳しく解説されているので参照すること³⁰⁾。

処理温度は少なくとも-20℃以下が必要であり、氷点下に達した程度では虫は死なない。期間も比較的長く、対象物の中心温度が十分に下がらないと効果が得られない。結露を生じないように対象資料を薄葉紙などで包んでからポリエチレン袋に納めて空気をよく抜くなどのケアが必要である³⁰⁾。処理後すぐに常温に戻すのではなく、馴らしを要する。

② 高温処理

資料が乾燥するため、適用材質が限定される。高温で溶ける素材に用いてはならない。中心温度が55~60℃に達してから5~6時間を維持する³¹⁾。昆虫類は温度40℃程度では死なないものが多く、しっかりと温度を上げることが重要である。

建造物に対しては湿度制御温風処理³²⁾が用いられている。

5. おわりに

これまでエキヒュームSによる恒常的な燻蒸を実施していた館では、その代わりに文化財IPMを導入していきたいとの相談を受けることが多い。

しかしながら、文化財IPMは前準備なしに導入できるものではない。文化財IPMでは「今を知る、平常値を知る」¹⁾ことが重要であり、問題を明確化して優先順位を付けてから、実際の対策を講じる。これまで全く調査をしていない状況で、施工業者にIPMの構築を「丸投げ」しても実施できない。本稿で示したような過程を経て、状況を積み上げ、館独自のIPMや有害生物対策を構築する必要がある。

当然ながら、自分たちだけで構築が難しいとか、手間がかかるとの声はあるが、館の構造、収蔵物、置かれた情勢、予算組み、人員配置を把握しているのは「館に属する人間だけ」である。外部の人間が委託を受けて対策の組み上げを行う場合でも、こうした諸情報を再度整理して伝える作業を経なければならない。あくまでも最終的に判断を下すのは館であることを再認識していただき、自身(自館)のこととして問題に対峙していただければと思う。

引用文献

- 1) 三浦定俊(編)(2014)文化財IPMの手引き. 64pp. (公財)文化財虫菌害研究所、東京.
- 2) 三浦定俊・佐野千絵・木川りか(2025)文化財保存環境学第3版. 209pp. 朝倉書店、東京.
- 3) (公財)文化財虫菌害研究所(2025)文化財の殺虫・殺菌処理標準仕様書. 85pp. (公財)文化財虫菌害研究所、東京.
- 4) 秋山純子・佐藤嘉則(2023)収蔵庫の保存環境をめぐる現状と課題. 博物館研究, 58(12):9-12.
- 5) 岩田泰幸(2024)文化財用燻蒸剤の動向とその変化に伴う生物被害対策の再考について. 博物館研究, 59(6):24-25.
- 6) 岩田泰幸(2024)文化財用燻蒸剤の変容に伴う生物被害対策の再考とその立案について. 文化財の虫菌害, (87):16-21.
- 7) 佐藤嘉則(2025)第2章 カビに関する基礎知識. 文化財の虫菌害防除と安全の知識2025年. pp. 21-30. (公財)文化財虫菌害研究所、東京.
- 8) (公財)文化財虫菌害研究所(2024)【お知らせ】「虫・カビ対策フローチャート」のPDF版を公開しました. URL:<https://www.bunchuken.or.jp/newsttopics/2469.html> (2026年3月18日参照)
- 9) 東京文化財研究所(編)(2001)文化財害虫事典. 231pp. クバプロ、東京.
- 10) (公財)文化財虫菌害研究所(編)(2025)文化財の虫菌害防除と安全の知識2025年. 68pp. (公財)文化財虫菌害研究所、東京.
- 11) 文化財防災センター(2022)室内労働環境の浮遊カビの測

- 定・評価と浮遊カビ等からの防護に関する管理基準(ガイドライン)
URL:<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/115771>
(2026年3月18日参照)
- 12) 文化財防災センター(2022) 浮遊カビ等からの人体の防護に関するマニュアル
URL:<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/115772>
(2026年3月18日参照)
- 13) 公益財団法人文化財虫菌害研究所(2026)「エキヒュームS」の効果判定終了について
URL:<https://www.bunchuken.or.jp/public/2691.html/>
(2026年3月18日参照)
- 14) 佐藤嘉則(2025)「文化財収蔵施設における生物被害対策—記録媒体の紙資料を守るための虫・カビ対策—。群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会会報「ねっと群文協」、(54):1-16.
- 15) 佐藤嘉則(2022) 持続可能な資料保存における有害生物管理の諸課題。園田直子編『持続可能な博物館資料の保存を考える』国立民族学博物館調査報告、155:343-354.
- 16) 佐藤嘉則(2024) ポスト・エキヒュームSを見据えた資料の生物被害対策。ネットワーク資料保存、(134):1-3.
- 17) J. Muhle, J. Huang, R. F. Weiss, R. G. Prinn, B. R. Miller, P. K. Salameh, C. M. Harth, P. J. Fraser, L. W. Porter, B. R. Greally, S. O' Doherty and P. G. Simmonds (2009) Sulfuryl fluoride in the global atmosphere. JOURNAL OF GEOPHYSICAL RESEARCH, 114, D05306, doi:10.1029/2008JD011162
- 18) 森 八郎・熊谷百三(1954) 文化財に対する燻蒸剤の薬害についてI. 金属に及ぼす影響。古文化財の科学、8:17-21.
- 19) 森八郎・熊谷百三(1955) 文化財に対する燻蒸剤の薬害についてII. 顔料に及ぼす影響。古文化財の科学、11:21-28.
- 20) 森 八郎(1982) 文化財に薬害の少ない燻蒸剤。文化財の虫菌害、(5):52-56.
- 21) 岩田泰幸(2023) <講座(前編)>文化財虫菌害防除薬剤の選定に際しての注意点。文化財の虫菌害、(85):22-25.
- 22) 岩田泰幸(2023) <講座(後編)>文化財虫菌害防除薬剤の選定に際しての注意点。文化財の虫菌害、(86):14-17.
- 23) 岩田泰幸(2024) 文化財虫菌害防除薬剤の特徴と選定に際しての注意点。博物館研究、59(10):29-31.
- 24) 村林茂(2010) 文化財保護への酸素濃度制御技術の応用。文化財の虫菌害、(59):19-22.
- 25) 小野寺裕子・小峰幸夫・木川りか(2015) 低酸素濃度殺虫法—25℃、27.5℃、30℃における処理期間の検討—。保存科学、54:161-170.
- 26) 木川りか・宮澤淑子・山野勝次・三浦定俊・後出秀聡・木村 広・富田文四郎(2001) 低酸素濃度および二酸化炭素による殺虫法—日本の文化財害虫についての実用的処理条件の策定—。文化財保存修復学会誌、(45):73-86.
- 27) 三菱ガス化学株式会社(2018) RP 剤Kタイプご使用の方へ重要なお注意
URL:https://www.mgc.co.jp/products/sc/rpsystem/metal/pdf/RP-K_j.pdf (2026年3月18日参照)
- 28) 佐藤嘉則・岡部迪子・犬塚将英(2021) 低酸素濃度殺虫法に用いるRP剤Kタイプからの有機酸発生。保存科学、60:27-32.
- 29) 東京文化財研究所保存科学研究センター生物科学研究室(2024-) 低酸素濃度殺虫処理(文化財害虫検索内).
URL:https://www.tobunken.go.jp/ccr/pest-search/taisho_mesod/pdf/low-oxygen_treatment.pdf
(2026年3月18日参照)
- 30) 東京文化財研究所保存科学研究センター生物科学研究室(2024-) 低温殺虫処理(文化財害虫検索内).
URL:https://www.tobunken.go.jp/ccr/pest-search/taisho_mesod/pdf/low-temperature_treatment.pdf (2026年3月18日参照)
- 31) 木川りか・永山あい・山野勝次(1998) 温度を利用した殺虫法(1) —低温処理および高温処理による殺虫効果の検討—。保存科学、37:15-22.
- 32) 小峰幸夫・佐藤嘉則・原田正彦・北原博幸・木川りか・藤井義久(2018) 湿度制御した温風処理における殺虫効果の検証。保存科学、58:21-28.



保存管理講習会の様子

令和7年度行政文書・古文書保存管理講習会

講演

和泉市における文書館事業の開始に向けた取り組み

和泉市教育委員会生涯学習部文化遺産活用課 学芸員 村上 絢一

午後は、和泉市教育委員会文化遺産活用課の村上絢一氏に、「和泉市における文書館事業の開始に向けた取り組み」についてご講演いただきました。

村上氏は、令和3年から和泉市教育委員会学芸員を務められており、郷土史読本『いずみ歴史さんぽ』の編集や保存年限満了後文書の評価選別にむけた全庁ヒアリング、デジタルアーカイブの構築などの業務に取り組まれました。

今回の講演では、村上氏がこれまでの業務で携わったことや和泉市における文書館事業開始までの取り組みを中心に紹介いただきました。日々の業務の課題については、参加自治体と重なる部分があり、共感するものがありました。



1. はじめに

本日は和泉市における文書館事業の開始に向けた取り組みについてご報告いたします。

和泉市は大阪府南部に位置し、人口は約18万人、大阪市内の繁華街である難波や天王寺まで電車で約30分という便利なところです。都会と田舎それぞれの魅力を持つ「トカイナカ」なまちをうたっています。江戸時代はもとより、中世にまで歴史をさかのぼる集落もあれば、高度成長期以降に誕生したニュータウンもあります。本市は昭和31年(1956)に1町6村が合併して誕生しました。令和8年(2026)には市制施行70周年を迎えます。

本日お集りの皆様は、組織の一員として業務に従事するなかで、前の世代が積み重ねた成果を引き継ぐとともに、様々な課題も引き継いで、その解決に奮闘されていることだと思います。本日の報告は、そのような共感をもって、お聞きいただければ幸いです。

2. 文化遺産活用課の概要

まずは私の勤務する文化遺産活用課についてご紹介します。当課の執務室は、和泉市役所(和泉市府中町二丁目7番5号)にあり、管理職を含む正職員4名、再任用職員1名、会計年度任用職員3名が勤務しております。このうち正職員3名はいわゆる「学芸員」の採用科目として入庁しており、私を含む文献史学専攻の2名と考古学専攻の1名という内訳です。

「学芸員」とは、博物館法第4条第3項に規定される、博物館に置かれる専門的職員を指しますから、私のように普段は市役所の執務室で文化財行政の実務に携わる者は、法律用語そのものの「学芸員」とは意味合いが異なるといえそうです。

これから述べる市史編さん室やいずみの国歴史館を含めると、当課は総勢19名の職員が在籍しております。当課の職員体制、所管施設、所掌事務の概要と、私の職務内容については、すでに一度まとめたことがありますから、概要はそちらに譲ります¹。

当課の組織としての濫觴は、昭和60年(1985)度に当時の社会教育課に文化財保護係が設置されたことに求められます。その頃、昭和56年(1981)から平成7年(1995)には、教育委員会事務局内に和泉丘陵遺跡調査会が置かれました。同調査会で埋蔵文化財の発掘調査に従事した技師の一部は、その後当課の要職をつとめることになります。

他方で平成8年(1996)には和泉市史編さん委員会が発足し、現在に続く市史編さん事業が始まりました。この事業は、市域の「黒鳥村文書」を調査した河音能平(中世史家、1933-2003)の在籍した大阪市立大学(現大阪公立大学)の関与が大きく、和泉市史編さん委員会もまた同大学の教員を中心に組織されました。同大学との合同による地域調査の成果も反映する形で、現在まで『和泉市の歴史』(全9巻構成うち既刊8巻)、『和泉市史紀要』(既刊36集)の刊行を続けています²。



『和泉市の歴史』パンフレット

3. 文書館事業開始に向けた前提

つぎに本市において、文書館事業がどのように構想され、今日に至ったかを説明します。

自治体史編纂事業が完結したのち、事業の過程で収集又は調査した古文書等を恒久的に保管し、活用する施設を創設する展開は、他の自治体にも先例があります³。

本市においても、『和泉市の歴史』シリーズの完結後に資料の公開施設を設立することには、早くから意識が向けられていたようです。その趣旨は、平成10年(1998)4月30日に和泉市史編さん委員会が決議した和泉市史編さん大綱において、「市史の調査で収集した資料は、市民が活用できるように保存管理し、後世に伝えるために、資料の調査・収集・保存・活用機能を備えた施設・機構の整備が今後の課題となる」と指摘していることにも窺えますし、近くは令和2年(2020)度から令和3年(2021)度にかけて開催された和泉市文書館業務検討委員会の会議録にも見ることができます⁴。

それから特記すべきは、平成23年(2011)3月における「和泉市旧町村役場公文書」754点の市指定文化財への指定です。すなわち、昭和31年(1956)に合併した1町6村と昭和35年(1960)に和泉市と合併した1町1村の各役場において作成又は取得され、和泉市へ継承された公文書に文化財としての価値を認め、その保全の体制を整えたという取組みです⁵。

ここまでは市史編さん事業の、いわば内在的な展開に関わる部分ですが、市政全体に目を転じますと、市有施設全体の再編計画のなかで、市史編さん室の執務室と収蔵庫が所在する市役所分館(和泉市府中町四丁目)が令和7年(2025)に除却されることが決定しました。当課はその移転先を検討し、令和5年(2023)度の庁議において、市史編さん室は、当課が所管する和泉市いずみの国歴史館(和泉市まなび野2番4)に移転することが決定しました。同館は平成11年(1999)に開館し、収蔵機能と展示機能を併せ持つ施設として、現在まで様々な企画展・特別展を開



和泉市いずみの国歴史館の所在するまなびのプラザ

催してきましたが、市史編さん室の移転により、資料の公開施設としての機能を付加することになったのです。

また、令和3年(2021)5月の供用開始をスケジュールとして、市役所本庁舎の建て替え工事が行われました。これに向けて本市では、現用公文書の収蔵スペースの問題についても、職員の関心が向けられました。令和6年(2024)3月に制定された和泉市公文書の管理等に関する条例(以下、公文書管理条例という。)第10条に規定される「電子化の推進等」は、本市の目指すところを端的に示す条文といえるでしょう。

公文書管理条例では、保存期間を満了した公文書の評価選別、評価選別を経た特定歴史公文書の永久保存、そして特定歴史公文書の公開等は教育委員会が行うものと規定されました。これらの事務は、当課が分掌しており、令和6年(2024)度より評価選別を実施しています。

なお、公文書管理条例では、特定歴史公文書の利用請求を規定する条文の施行期日が、令和8年(2026)4月1日と規定されました。すなわち、この講演から半年を経ないうちに、当課はいよいよ特定歴史公文書の利用請求を受け付けることになるのです。

以上の経緯を受けて、当課では令和8年度より、公文書管理条例の規定に基づき、特定歴史公文書の利用請求を受けけるとともに、和泉市いずみの国歴史館条例の規定に基づき、市史編さん事業の過程で寄贈・寄託を受けた古文書等の資料(以下、地域資料という。)を公開するべく、準備を続けています。ここまで申しました文書館事業は、最終的には二つの例規の体系に依拠して運営されることとなりました。

4. 取組みと課題

私は令和3年(2021)度に入庁しました。この時すでに、当課では先述の和泉市文書館業務検討委員会が開催されるなどしていましたが、この数年はいよいよ文書館事業を開始するというので、次に述べるような実務に携わりました。

令和5年(2023)度末には、翌年度に控える最初の評価選別の実施に向けて、まずは各課における公文書の作成、取得、保存の実態を、その背景となる制度や実務とともに理解するべく、全庁を対象としたヒアリングを実施しました⁶。その際には、公文書管理条例に基づく新制度の概要について原課職員への説明を行い、時には公文書の作成や管理に関する相談も聴きましたが、現用公文書については、市長部局の総務管財室が分掌していますので、公文書のライフサイクルの最後の部分を担う当課から、どの程度踏み

込んだお話しをすべきかについて、悩むことは少なくありませんでした。

令和6年(2024)度には、公文書管理条例の規定に基づく和泉市文書管理委員会を開催し、和泉市歴史公文書の決定に係る基準に関する要綱を制定しました。この年に始まる評価選別は、この基準をもとに行いましたが、前年度に実施したヒアリングにおける原課担当者との顔合わせも、原課との意思疎通を図るうえで、一定の効果をみたものと思います。

そして本年令和7年(2025)5月には、前年度からの準備を経て、市史編さん室をいずみの国歴史館へ移転しました。除却される市役所分館と周辺施設には、当課が所管する市史編さん室だけでなく、各課が現用・非現用の公文書を管理する書庫もありましたので、それらが適切に移転されるのか、残すべき公文書が誤って廃棄されることはないかと、緊張する日々が続きました。

こうした実務に従事する過程では、これまで組織として蓄積された成果とともに、様々な課題も実感されたところです。ここでは主に3点述べます。

(1) 資料の収集、整理、廃棄について

市史編さん室をいずみの国歴史館へ移転させるにあたっては、収蔵庫の使い方について見直しを行いました。たとえば、かつて古文書等が収納されていた容器も、古文書等とともに一括して寄贈を受けたのち、廃棄するのか、保管するのか、といった判断を棚上げにして打ち置かれていました。容器もまた重要な史料となり得ますが、収蔵スペースに鑑みて、記録作成を行ったのち廃棄することを基本的な方針として検討しているところです。

書架についても、類縁機関から送付される報告書等がスペースを圧迫していましたので、当課の事業に必要なものだけを残して、効率的な使い方を検討しました。

こうした取組みを進める上では、近年報道でも注目を浴びる奈良県立民俗博物館における資料保管をめぐる問題が想起されます。同館は約45,000点に及ぶ収蔵資料を整理するため、令和6年7月から令和9年(2027)度を目途に長期休館に入りました。

同館の実情について、その課題の解決にあたる職員自身の報告によると、「その資料の名称や由来が書かれているはずのタグ等も付いていないものが少なくなかった」「これら資料がどこに配置されているのかは、資料を受け入れた学芸員の頭の中にあるという状況」「過去に退職した学芸員が持ち帰らずに放置していった私物までが残されている」「企画展等が終わった後、仮置きのまま放置されていると思われる資料も少なくない」とのことです⁷。

このような報告は、他山の石としてよく傾聴し、後の時代にツケを残さない文化財行政あるいは公文書管理業務のあり方を考えなければならぬと思います。

(2) 公文書と文化財の位置づけについて

いうまでもなく公文書は、行政活動の過程において作成又は取得される組織共有の記録であり、公文書等の管理に関する法律(以下、公文書管理法という。)が、その目的のひとつとして「行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」ことを掲げるように、行政運営の視点から適切に管理されるべきものです。

本市の公文書管理条例においても「市政の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすること」が規定されていますから、特定歴史公文書を扱う当課の職員はそのことを、よく心得ておかなければなりません。

平成23年(2011)に旧町村役場公文書が市指定文化財に指定されたことは、先に述べたとおりですが、旧町村役場公文書を保全する取組みについては、和泉市情報公開条例が制定された平成10年(1998)にさかのぼることができます。当時の文化財振興課は「合併以前の旧町村役場時代の公文書は、歴史的な公文書であり市史編さんの史料として活用するため、文化財振興課に基本的にすべて移管する。また、市制施行以後の公文書で今回「整理」するものうち、市史の史料となる公文書については文化財振興課に移管する。」(傍点引用者)ことを、総務課長との連名により、同年11月10日付をもって各課に通知したということです⁸。

当時の取組みを顧みますと、「整理」という言葉に鍵括弧がつけられていることから窺えるように、貴重な記録が「廃棄」されることに対する職員の危機感を感じ取ることができます。こうした通知により、実際に旧町村役場公文書が残されたことは、大きな成果といえます。

しかし、今日のみから見ますと、やはり当時の文化財振興課においては、他に依拠する根拠のない時代状況にあり、致し方のない部分もありますが、公文書を行政組織の記録としてとらえる視点は希薄であり、むしろ自治体史編纂の史料として活用できるか否かに、意識が向けられていたといえます。また、どのような公文書が「市史の史料」となるのかについても、明確かつ客観的な基準が存在したことを読み取ることはできません。

公文書管理条例の制定された現在にあっては尚更のこと、公文書を単に「市史の史料」として、あるいは古文書等の外延にあるものとしてのみ認識する姿勢が適切であ

るとは言えません。なぜなら、古文書も公文書も刊行物もひとしなみに「市史の史料」とする認識では、例規の体系に即して資料を整理し、保管し、公開する手続きを行うことはできないと考えるからです。

また平成23年(2011)に旧町村役場公文書を市指定文化財に指定した措置は、本市における公文書管理条例の制定をみない当時であって、これらの貴重な記録を安定的に保全するための、最大限の措置であったといえます。しかし結果として、職員においては、公文書を古文書等の範疇において理解する傾向を定着させたものと思われてなりません。そこには「考古と文献」という組織の成り立ちにも起因する、素朴な二項分類的な発想も、あるいは幾分手伝うところがあったのかも知れません。

当課では、令和8年度に向けた「和泉市デジタルアーカイブ」の公開準備を奇貨として、例規の体系に基づく資料分類表を作成しました(別表)。公開の手続きをとるためには、紙、写真、物といった資料の様態ではなく、それらがどのような根拠(条文)に基づいて受け入れられたのかを明確にする必要があります。このような措置をとることは、公文書に歴史資料としての価値を見出すことと、矛盾するものではないはずですが。

(3) 公開施設における職員像について

少し理念的な話になりますが、①自治体史編纂に携わる専門職員、②博物館施設の専門職員(博物館法という学芸

員)、③記録の管理及び公開に係る施設の専門職員(アーキビスト)の三者において、職務の内容と理念には、どのような違いがあるでしょうか。

当課においては、これまで市史編さん室の職員が、いずれの国歴史館の展示等にも携わってきまして、①と②の性質を兼ねていたといえます。資料の公開についても、運用として一定の経験がない訳ではありません。

しかし、③では、全庁を対象とした評価選別、規則に基づく利用請求の受付と処分の実施、利用制限情報の区別(マスキング)、公開可否の判断、安定的な管理の実施が、職務の内容として大きな比重を占めてきます。とくに評価選別においては、原課の職務内容と関連する例規を理解して、限られた時間のなかで大量の公文書の内容を確認しなければなりません。いずれの職務も市史編さん事業に取り組んできたからといって、すぐにできるようなものではありません。

よく指摘されることですが、①や②の職員は、一定の意図やテーマ性をもって資料を集める収集アーカイブズ(Collecting Archives)の方法を実践し、③の職員は親組織の記録を制度に基づいて選別し、廃棄し又は移管し、適切に保存する機関アーカイブズ(Institutional Archives)の方法を実践しますから、資料に対する向き合い方にも、根本的な違いがあるといえます。

表 和泉市資料分類

大分類	中分類	小分類	受入れ又は公開の根拠
特定歴史公文書	条例制定以前 引継公文書	平成23年市指定文化財 旧町村役場公文書	和泉市公文書の管理等に関する条例 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則 旧和泉市文書取扱規則
		〇〇関係	和泉市公文書の管理等に関する条例 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則 旧和泉市文書取扱規則
		▲▲関係	
	■■関係		
	条例制定以後 移管公文書	令和〇年度移管分	和泉市公文書の管理等に関する条例 和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則
地域資料	個人・団体別資料群	〇〇村文書	和泉市いずみの国歴史館条例 和泉市いずみの国歴史館運営規則 和泉市物品及び物件に係る寄附採納事務取扱規程
		▲▲家文書	
		■■寺文書	
		その他資料群	
	考古資料	〇〇古墳出土資料	文化財保護法 和泉市文化財保護条例 和泉市いずみの国歴史館条例 和泉市いずみの国歴史館運営規則
		▲▲遺跡出土資料	
		その他出土資料	
和泉市教育委員会 作成・取得資料	埋蔵文化財関係資料	和泉市情報公開条例 和泉市いずみの国歴史館条例	
	風景写真		

注 掲載にあたって、令和8年4月1日現在の内容を模式的に改変した。

また、これまで市史編さん事業を目的として収集された資料については、原則的には①を中心とした限られたメンバーのみが、これにアクセスすることができました。これに対して③ではどうでしょうか。「アーキビストの倫理綱領」(1996年国際公文書館会議(ICA)第13回総会採択)においては、「アーキビストは、所属機関の所蔵資料を個人の研究及び出版活動に利用することがあり得るが、その場合には、同じ所蔵資料を利用する他の人々と同一の条件で行われることが条件となる」と規定されるように⁹、公開施設のアーキビストである以上は、資料の公開にあたって公平性が強く求められます。職務理念においても、①と③には大きな違いがあるといえそうです。

なお、本市においては、公文書管理条例の規定に基づき、特定歴史公文書の利用請求を受け付ける際に、行政手続法の知識が必要となります。窓口業務を担当する公務員としては当然のことかも知れませんが、実務においても、これまでの市史編さん事業や歴史館運営事業にはなかった見識が求められています。

ここで、国際資料研究所の代表をつとめる小川千代子氏の発言を顧みたいと思います。

私は事務屋です。事務屋というのは、資料を完全に整理して、いつでも必要なものがぱっと出てくるようにしておくのが仕事です。一方、アーキビストになる人は、資料を完全に整理して、いつでも必要なものがぱ

っと出てくるようにしておくのが仕事で、それができなかつたら、資料管理ができていないことになります。それでは困ると思いますが、実際にはこうした事務的な資料管理のトレーニングを受ける機会をもったことがない歴史学出の人たちがアーキビストになりたがるというのは、アーカイブ機関にとっても、ご本人にとっても酷だと私は思っています¹⁰。

ここには、資料の管理に携わる者が傾聴すべき言葉が含まれています。③の職員においては、昔の歴史を調べる能力だけではなく、自分の身の回りのものから、資料の整理を完遂する習慣を身につけることが重要です。市史編さん事業から図書館事業へと跳躍するうえで、属人的な資料管理のあり方が存在するのであれば、大いに自戒しなければなりません。

本市においては、市史編さん事業が終了し、図書館事業が始まります。職員の職務とその考え方においては、①②のそれを残しつつも、③のそれが占める割合が高くなります。編纂事業を目的とした資料の利用者の立場から、その取組みと成果を継承しつつ、資料の提供者の立場へと転換する、と言い換えることもできそうです。一人ひとりが謙虚な姿勢で、新しい領野の知識や認識を身につける必要があるといえます。

5. むすびにかえて

当課では現在、令和8年度に控える特定歴史公文書の利用請求の受付開始に向けて、和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則、和泉市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準、和泉市特定歴史公文書の利用等に関する事務取扱要領の制定を準備するとともに、地域資料の公開に向けて、和泉市いずみの国歴史館運営規則の改正に向けて検討を重ねています。

これらの例規が体現する制度は、ただ創るだけではなく、実際に運用させなければ意味がありませんので、窓口業務をはじめとして、例規の内容に即して実務の流れを策定し、職員が共有できるようマニュアルを作成する必要があります。

また特定歴史公文書の目録や画像を公開し、その利用を促進し、文化財の発信を図るため、本市は業務委託により、デジタルアーカイブの構築を進めています。すでに近隣の泉大津市、河内長野市、阪南市等の自治体では、本市に先行して、デジタルアーカイブによる発信が行われています。これらの自治体では、本市に比して少ない人員により、文化財行政が支えられているとも聞き及びます。

本市における市史編さん事業では、これまで紙媒体の書籍の刊行を続けてきましたが、在庫管理にかかるコストを

備考
和泉市公文書の管理等に関する条例(令和6年条例第11号)の制定以前に、旧和泉市文書取扱規則第21条第6項の規定に基づき、文化財所管部署へ引き継がれた公文書のうち、平成23年に和泉市指定文化財に指定されたもの。
和泉市公文書の管理等に関する条例(令和6年条例第11号)の制定以前に、旧和泉市文書取扱規則第21条第6項の規定に基づき、文化財所管部署へ引き継がれた公文書のうち、平成23年に和泉市指定文化財に指定されたものを除くもの。
和泉市公文書の管理等に関する条例(令和6年条例第11号)の制定以後に、同条例第8条第2項の規定に基づき、教育委員会以外の実施機関から教育委員会に移管された公文書又は同条例第4項の規定に基づき、教育委員会において引き続き保存される公文書。
市史編さん事業又は施設運営の過程で市に寄贈又は寄託された資料群若しくは市域において調査された資料群。
埋蔵文化財の発掘調査により出土した資料。
教育委員会が作成し、又は取得した資料。

見据え、電子媒体での公開が進む現在の状況を見極め、発信のあり方についても、十分に検討する必要があります。

文書館事業を進め、定着させるためには、市民と市職員の理解と協力が不可欠です。教育委員会へ移管された特定歴史公文書が適切に管理され、そして市民や市職員に活用された暁には、この事業が持つ意義についても、より大きな理解が寄せられるのではないかと希望を持っています。

この講演では本市の取組みとともに、いくつかの課題も報告しました。たしかに本市では約30年に及ぶ市史編さん事業の蓄積があり、近隣の自治体には見られない成果があります。公文書管理条例の制定も大阪府下の基礎自治体では、大阪市に次いで2例目です。それでもなお、「和泉市は進んでいる」という言葉に満足することなく、謙虚な姿勢で課題と向き合い続けることが、これから進むべき道ではないかと考えるものです。

【注記】

本講演ののち、令和7年度中に、和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則、和泉市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準、和泉市特定歴史公文書の利用等に関する事務取扱要領が制定され、和泉市いずみの国歴史館運営規則が改正されました。これを受けて、令和8年度より和泉市いずみの国歴史館を窓口として、特定歴史公文書の利用請求及び利用申出並びに和泉市いずみの国歴史館資料等特別利用申請の受付が開始されました。また「和泉市デジタルアーカイブ」(<https://adeac.jp/izumi-city/top/>)が公開されました。

- 1 村上絢「基礎自治体の学芸員 ―その職務と理想―」(『桃山法学』40、2024年)。
- 2 森下徹「和泉市史における合同調査と地域叙述編」(『Link:地域・大学・文化』10、2018年)、山下聡一「和泉市史編さん事業における史料調査・研究・保存・活用の成果と課題」(『歴史科学』240、2020年)など。
- 3 小松芳郎『市史編纂から文書館へ』(岩田書院、2000年)が報告する松本市の事例など。
- 4 和泉市ホームページに公開される。最終確認令和8年4月19日。
<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/syougaiibu/bunkaisan/council/monjokankentou/index.html>
- 5 和泉市史編さん委員会編『和泉市史紀要第18集 和泉市旧町村役場公文書目録』(2011年)。
- 6 和泉市教育委員会生涯学習部文化遺産活用課主事 村上絢一・同生涯学習部次長兼文化遺産活用課長 森下徹「保存期間満了文書の評価選別に向けた全庁ヒアリングの実施について」(『アーカイブズ』93、2024年8月30日)。
- 7 高橋史弥「奈良県立民俗博物館の資料整理―京都芸術大学と奈良大学による調査・整理及び資料の譲渡作業について―」(『奈良県立民俗博物館』25号、2025年)。
- 8 注5、5-6頁。
- 9 「アーキビストの倫理綱領」第8条(国立公文書館 アーカイブズ・シンクタンク公表資料)。最終確認令和8年4月19日。
<https://www.archives.go.jp/thinktank/standards/index.html>
- 10 「座談会「シリーズ 歴史家とアーキビストの対話」を振り返る」(『歴史学研究』1026、2022年)。

いずみの国歴史館で「文書館」機能がスタートしました

Xポスト

更新日: 2026年04月02日

概要

和泉市教育委員会は、令和8年4月1日より和泉市いずみの国歴史館(和泉市まなび野2-4)において、「文書館」機能を開設し、30年に及ぶ市史編さん事業の過程で蓄積された古文書等の地域資料および市が永久保存する特定歴史公文書の閲覧サービスを開始しました。

主な公開資料

令和8年4月中に目録を公開する資料は、特定歴史公文書約1,700点、地域資料約3,400点です。特定歴史公文書には、1町6村の合併による和泉市発足以前の旧町村役場公文書や昭和31年の和泉市発足(合併)関係の簿冊などのほか、市制施行直後の市域を撮影した風景写真などが含まれます。地域資料では、大阪府指定文化財「中世黒鳥村文書」、香木川村の庄屋にまつわる「山本家伊左衛門家文書」などの古文書が対象です。これからの資料から、市と市民生活のあゆみを振り返ることが出来ます。

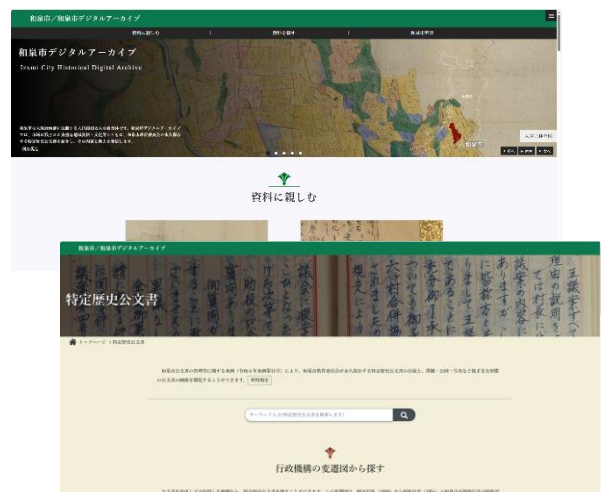
目録と画像の閲覧方法

公開する資料の目録は、令和8年4月1日から運用を開始する「和泉市デジタルアーカイブ」(外部サイト)で検索できます。特定歴史公文書と地域資料の区分を横断して、地積図・村絵図、浮世絵、刀剣類、土器などの考古資料、市域の古墳や集落遺跡の発掘写真など、様々な資料の画像も閲覧できます。

和泉市デジタルアーカイブの二次元コードはこちら



和泉市ホームページ



和泉市デジタルアーカイブ

第2回役員会議事報告(概要)

日時 令和7年12月19日(金) 13:30~14:05

場所 オンライン開催

【出席者】

理事

- 芝田 富祥 (広島市公文書館長)
- 出口 慎二 (呉市総務部総務課主査 代理)
- 池田 純子 (尾道市企画財政部文化振興課長)
- 大土井 伸彦 (福山市総務局総務部情報管理課長)
- 瀧熊 圭治 (三次市総務部総務課長)
- 本 博之 (広島県立文書館長)

監事

- 深井 大輔 (安芸高田市総務部総務課専門員 代理)
- 名越 太樹 (江田島市総務部総務課主任 代理)

事務局

西向(事務局長)、新原

オブザーバー

- 佐々木 悠 (広島県地域政策局市町行財政課主事)

1 開会

西向事務局長が開会を宣言し、出席者の確認を行った後、出席者が自己紹介を行った。

上野理事(呉市総務部総務課長)・玉井監事(安芸高田市総務部総務課長)・越野監事(江田島市総務部総務課長)は欠席。オブザーバーの広島県総務局総務課は欠席。

2 報告・協議事項

(1) 協議事項

○事務局から令和7年度研修会及び令和8年度事業について検討状況を報告した。

- これまでの役員会における協議や会員からの要望を基にテーマの候補を4つに整理した。①広島県における電子公文書の取組②広島県立文書館における電子公文書の取組③古文書(地域資料)の取扱い④公文書管理の動向の4つである。これらのテーマ候補を踏まえて、令和7年度研修会及び令和8年度事業について事務局で検討を続けてきた結果を説明する。
- 令和7年度研修会については、令和8年3月頃、広島県立文書館研修・会議室を会場として行う。講師は、新原淳弘(広島県立文書館主任研究員)、内容は、「広島県立文書館における電子公文書の管理・保存・利用」(仮)とする。
- 令和8年度事業として、総会・講演会、行政文書・古文

書保存管理講習会(県立文書館と共催)、研修会を考えている。

- 令和8年度総会・講演会については、令和8年5月頃、広島県立文書館研修・会議室で開催する。テーマを「公文書管理条例の制定と文書館」とし、講師は、山口県文書館職員を候補としている。先日、内諾を得ることができたので、山口県での事例をご講演いただく。終了後に第1回役員会(対面開催)を予定している。
- 令和8年度行政文書・古文書保存管理講習会(県立文書館・広文協共催)については、令和8年10月から11月頃、広島県情報プラザ第1・2研修室、文書館研修・会議室で開催する予定。
- 保存管理講習会は、講師を2名予定している。講演1として、橋本浩光氏(郡山市文化スポーツ観光部歴史情報博物館歴史公文書係 係長)より「公文書管理条例の制定と郡山市歴史情報博物館の開館について」(仮)をご講演いただく。
- 講演2は、資料整理・保存・修復のボランティアの取り組みをテーマとして考えており、岡山県などを候補として調整を進めている。
- 対象は、広島県・市町の文書管理・文化財担当職員・広島県職員、広島県立文書館文書調査員・ボランティアを想定している。
- 日程については、令和7年度第1回役員会において、役員より11月3日(文化の日)に近い日程だと、それぞれの行事と重なり出席が難しいのではないかというご意見をいただいた。そのことを念頭におきながら、日程調整にあたりたいと考えている。
- 令和8年度第2回役員会は、令和8年12月頃、会場については、オンライン開催または対面で開催したいと考えている。
- 令和8年度研修会は、令和9年2月頃、会場および内容は、未定としている。
- 会員からの要望として、令和7年度保存管理講習会におけるアンケートに記載の内容を紹介する。行政文書関係では、廃棄文書選別の基準作り、行政文書の管理、廃棄について、廃棄の際の方法等、保存期間を満了した公文書の評価選別、書庫等の見学会、移管、廃棄(評価選別)、公開の基準作り、運用の実際を学びたいのご意見をいただいた。地域資料・古文書関係では、古文書の取扱い、実践的な実技講習、大量の寄贈希望資料がきた場合の選別の仕方等、史料の補修(実践)。市内の各文化施設との連携についての講習がよいのご意見をいただいた。資料保存関係では、「費用をあまりかけなくても対策できる」ことを目的としたIPMの実技会や各館の事例紹

